

山梨県内の高齢労働者における労働災害発生状況と防止対策

高齢労働者の安全と健康確保のために

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

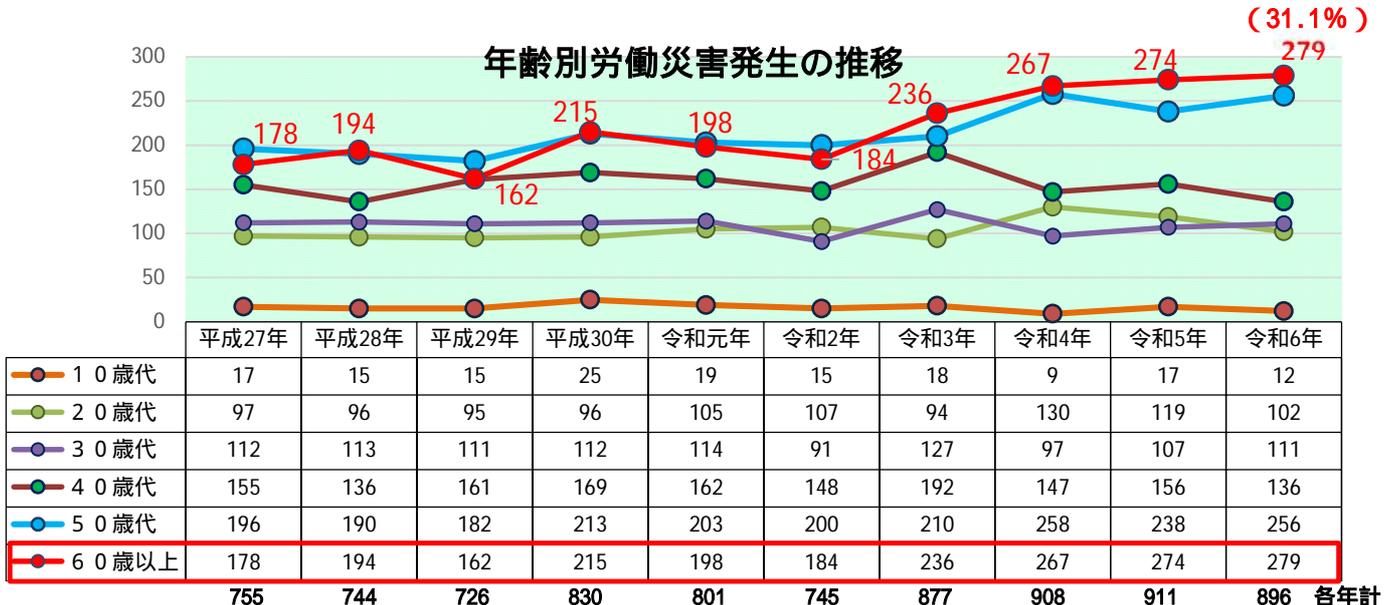
山梨労働局 労働基準部 健康安全課

働く高齢者が増えています。総務省の労働力調査の年齢階級別就業者数によれば、65歳以上の就業者数は過去10年間で約1.5倍増加しており、特に、保健衛生業をはじめとする第三次産業において増加しています。

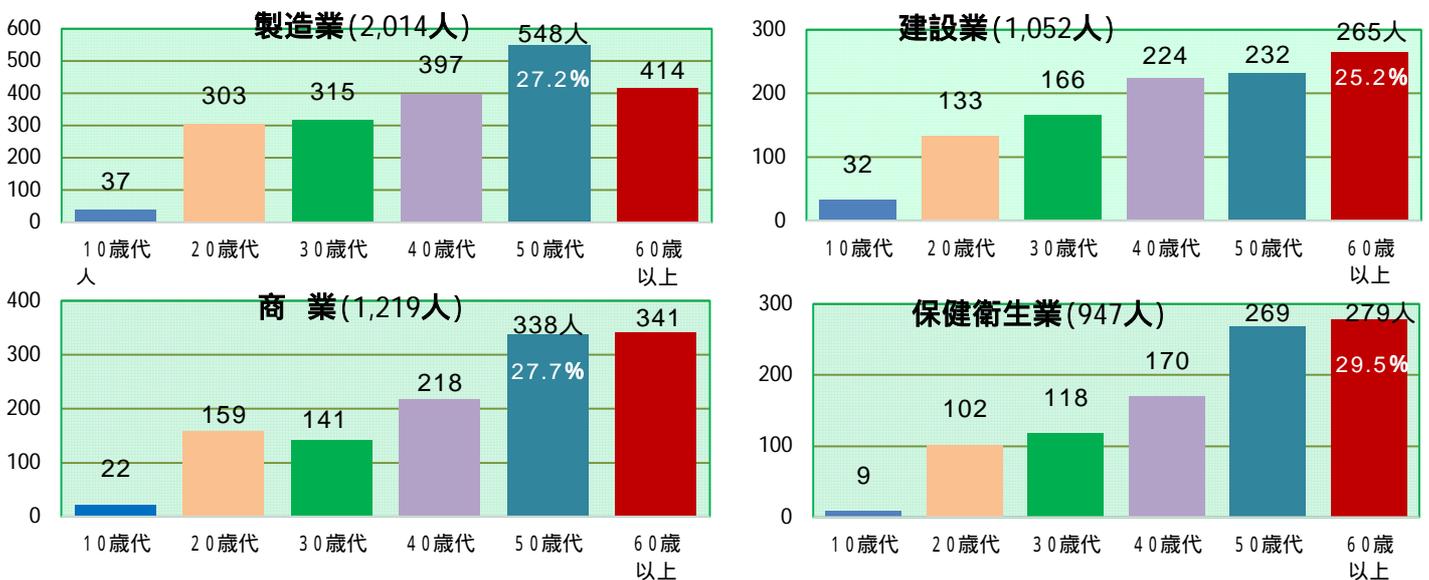
こうした中、山梨県内における令和6年の死傷者（休業4日以上でコロナによる死傷者を除く。）の31.1%が60歳以上と最も多く3割を超え、特に死亡災害については、平成27年以降に発生した69人のうち4割近い24人が60歳以上であり、高齢労働者による災害の増加、重篤化が懸念されています。

また、高齢になるほど身体能力の低下等により、若年層に比べ災害発生率が高く、休業日数も長期化しやすい傾向があります。そのため、厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。各事業場では、高齢労働者を含め、労働災害防止に向け、労使一丸となって職場環境改善や安全衛生教育等への取組を徹底していただくようお願いします。

1 年齢別労働災害発生の推移（平成26年～令和5年 8,193）



2 主な業種別・年齢別死傷者割合（平成27年～令和6年）



平成27年～令和6年（過去10年間）の死傷者について年齢別発生状況を見ると、令和3年以降60歳以上が急激に増加し、令和6年には過去最高となり、全体の3割を上回った。主な業種の年齢別発生状況を見ると、製造業、商業では50歳代が多く、建設業、保健衛生業では60歳以上が多くなっている。

3 主な事故の型別・男女別死傷者割合（令和6年）

転倒災害の年齢、男女別発生状況
(令和6年:262人)



墜落・転落災害の年齢、男女別発生状況
(令和6年:143人)



転倒災害 平均休業見込日数



墜落・転落災害 平均休業見込日数



令和6年の死傷者について、新型コロナウイルス感染症による災害を除いた896人を事故の型別で見ると、転倒が262人（29.2%）で最も多く、うち60歳以上は129人（49.2%）と約半数を占めている。墜落・転落災害は143人（16.0%）で、うち60歳以上は52人（36.4%）となっており、転倒災害では女性が、墜落・転落災害では男性が多く対照的な結果であり、特に、60歳以上の女性による転倒災害が多く発生している。また、平均休業見込日数（災害の程度）については、転倒災害では40日以上、墜落・転落災害が50日以上と、男性、女性とも作業中の単純な転倒でも1か月を超える休業災害となっている。

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」概要 (エイジフレンドリーガイドライン)

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を示したものです。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう！！



全文はこちら

事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。

1 安全衛生管理体制の確立

- ・経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です

エイジアクション
100



2 職場環境の改善

- ・照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面対策
- ・勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施します

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ・健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握し、労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングします
- ・集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組めます

5 安全衛生教育

- ・十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施します
- ・再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施します

労働者に求められる事項

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、日頃から健康づくりに積極的に取り組むよう努めます

【具体的な取組】

- ・健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理
- ・日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善



「職場で簡単にできるストレッチ」
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」
腰痛予防エクササイズ 第7章より

